

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長

磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第4号

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成19年3月1日 条例第11号	新潟県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成19年3月1日 条例第11号
(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（ <u>地方公務員法第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) (略)	(報告事項) 第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（ <u>地方公務員法第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(9) (略)

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。